

介護報酬改定に伴う告示等の改正一覧表

I 2月24日（予定）公布・発出

① 告示・省令

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）改正告示
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）改正告示
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）改正告示
- 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）改正告示
 - ※ 居宅介護支援の地域区分の適用、地域区分における指定地域の変更
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）改正告示
 - ※ 褥瘡対策指導管理及び重度療養管理の追加、エックス線撮影の削除、理学療法及び作業療法の個別リハビリテーションへの変更、言語聴覚療法の追加
- 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第53号）改正告示
 - ※ 特例居宅介護サービス費及び特別地域加算の対象となる地域の追加
- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成12年厚生省告示第93号）改正告示
 - ※ 福祉用具貸与における福祉用具の種目の対象の拡大
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）改正省令（2月24日公布分）
 - ※ 転換型介護老人保健施設に係る施設・設備基準の特例

② 通知

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）改正通知
- 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平成12年老企第39号）改正通知
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する

る基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）改正通知

- 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成12年老企第58号）改正通知
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）改正通知
- 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年老老発第31号）改正通知
- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年老企第34号）改正通知
- 転換型介護老人保健施設に係る施設及び設備基準の特例について

1 介護報酬関係

(省令・告示)

- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）改正省令
- 厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号）改正告示
※ 通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーションの対象者の状態及び小規模生活単位型介護福祉施設入所者から徴収されるホテルコストの低所得者対策対象者等の規定の追加
- 厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）改正告示
※ 介護老人保健施設におけるリハビリテーション機能強化加算の基準及びグループホームの夜間ケア加算の基準の追加
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）改正告示
※ 通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーション加算の施設基準及び小規模生活単位型介護福祉施設の施設基準の追加、療養型3：1、6：1及び介護力強化型介護療養施設サービス費の廃止に係る規定の削除
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）改正告示
※ 通所リハビリテーションの言語聴覚士の追加、小規模生活単位型介護福祉施設の定員超過及び人員欠如減算の追加
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）改正告示
※ 小規模生活単位型介護福祉施設の規定の追加、療養病床を有する病院である介護療養施設の夜間勤務等看護（Ⅲ）及び介護力強化型介護療養施設サービス費の廃止に係る規定の削除
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準（平成12年厚生省告示第31号）改正告示
※ 褥瘡対策、初期入院診療管理、重度療養管理の施設基準の追加、言語聴覚療法の施設基準の追加
- 介護保険法施行規則第68条第4項及び第87条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成12年厚生省告示第38号）改正告示
- 介護保険法施行法第26条第2項の厚生労働大臣が定める額（平成12年厚生省告示第179号）改正告示
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成12年厚生省告示第172号）改正告示
※ 入院中の要介護者等に対する、医療保険で算定できる他科受診時の診療行為の追加及び医療保険で算

定できない診療行為にリハビリテーションの個別療法の追加

- 要介護被保険者等である患者についての医療に要する費用の額を算定できる場合（平成12年厚生省告示第176号）改正告示
※ 入院中の要介護者等に対する、医療保険で算定できる他科受診時の診療行為の追加及び医療保険で算定できない診療行為にリハビリテーションの個別療法の追加
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第41条第3項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める基準により算定した額
※ 小規模生活単位型介護福祉施設入所者から徴収されるホテルコストへの低所得者対策等を規定
- 介護保険法施行令第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める看護師その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床等（平成11年厚生省告示第98号）改正告示
※ 介護力強化型介護療養施設サービス費の廃止に伴う規定の削除

2 運営基準関係

① 省令・告示

- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）改正省令
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）改正省令
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）改正省令
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）改正省令
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）改正省令
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）改正省令
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）改正省令

② 通知

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）改正通知
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）改正通知

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）改正通知
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）改正通知
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成12年3月17日老企第45号）改正通知
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）改正通知
- 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について（新規）
- 「通院等のための乗車・降車の介助」の適正な実施について（新規）

